

恵庭市地域公共交通計画の策定について

1. 趣 旨

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が改正され、「地域公共交通計画」の策定が努力義務化されたことに伴い、現行計画（地域公共交通総合連携計画）の見直しについて、令和5年6月から恵庭市地域公共交通計画活性化協議会により協議を重ね、本市にとって望ましい公共交通の姿を明らかにする「恵庭市地域公共交通計画」を令和6年6月に策定した。

2. パブリックコメントの実施結果について

募集期間：令和6年3月21日～4月22日

募集結果：

持参	郵送	ファックス	電子申請	メール	合計
0	0	1	0	0	1

3. 計画について

- ・計画期間：令和6年度～令和10年度の5年間
- ・恵庭市地域公共交通計画は、別添資料1のとおり
- ・恵庭市地域公共交通計画概要版は、別添資料2のとおり

4. エコバス路線等の見直しの検討について

地域公共交通計画の策定に合わせ、今年度、エコバス路線等の見直しを行うこととしており、下記により、改善案を作成する。

■検討方法

恵庭市地域公共交通活性化協議会の分科会により改善案の検討を行い、協議会において協議し、改善案を作成する

■スケジュール

日程		内容
令和6年	6月	第1回協議会 分科会立ち上げ
	8月	第1回分科会 運行改善（素案）内容にかかわる協議
	9月	第2回協議会 運行改善（素案）の協議
	10月	第2回分科会 運行改善（案）内容にかかわる協議
令和7年	1～2月	第3回協議会 運行改善（案）の協議・確定
	3～6月	試行に向けた準備
	7～8月	試行開始